

療育相談員だより

令和7年1月



文責 児童発達支援センターにっこにっこ 山本有三

大寒に入り、寒さも厳しくなるのかなと思っていたら、いい天気が続き、寒さも和らいでますね。しかし、インフルエンザやコロナは、まだまだ猛威を振るっています。どうぞ、気をつけてお過ごしください。

ところで、3回目の「療育相談員だより」を書いてみました。今回は、療育手帳取得の流れや特別支援学級へつながるための流れなどをまとめてみようと思います。

療育手帳の申請について (これは、水俣も芦北も津奈木も同じです)

療育手帳とは

- ・おおむね18歳未満までに、知的発達の遅れ（知的障がい）が認められた方へ交付される手帳
- ・福祉サービスの利用や相談を受けやすくすることができます。（たとえば、税金の軽減、JRなど公共機関の割引、障がい者求人に応募できるなど）

療育手帳の申請について

- ① 福祉課（水俣の場合は、子育て支援課）に「申請書」を提出します。
- ② 福祉課（子育て支援課）から八代児童相談所に「申請書」が送られます。
- ③ 八代児童相談所から、「面接日」のお知らせが、申請者あてに届きます。
- ④ 八代児童相談所に行って、面接を受けます。

面接について…時間は1時間半前後です。

面接の内容…出生時からの成育歴、学校の成績、現在の生活の様子を尋ねられます。

持っていくもの…母子手帳。他機関からの検査結果等があれば持参します。

- ⑤ 面接 本人：知能（発達検査） 同伴者：聞き取り面接

- ⑥ 手帳交付（福祉課、子育て支援課で受け取る）。または申請却下（非該当）の通知があります。

療育手帳を持つことに、抵抗を感じる保護者もおられると思います。表紙に「障がい者手帳」と書いてあるので、余計に抵抗を感じられるのだらうと思います。東京都では「愛の手帳」と言うそうですね。

しかし、手帳を人に見せたり、持っていることを人に話す必要はありません。自分のお守りとして持っていると思った方がいいのではないかと考えます。それは、保護者は将来年老いていき、じぶんで生活をしていく状況になっていくのが一般的である中で、手帳を持っていることで、福祉サービスが受けられたり、自分に合った仕事に就くことができやすいためです。そういう意味で、生活していくため、あるいは社会とつながっていくためのお守りとして考えてもいいのではないのでしょうか。

特別支援学級へつなげる流れについて（水俣市の例）

教育委員会より、（学校や園・療育機関、広報誌を通じて）保護者に「教育相談会のお知らせ」が出されます。



保護者は、教育委員会や学校、園に「教育相談会」を申し込みます。
（学校や園に提出された場合、そこから教育委員会に申込用紙が出されます）



「教育相談会」に参加します。（保護者、児童生徒）
（発達検査等の結果、診断書、医師の意見書、療育手帳（あれば）等を持参）



「教育相談会」では、
・児童生徒の状況や希望等を聞かれます。



教育委員会より、保護者へ「教育支援委員会」の通知（面談）が出されます。
（相談の内容次第で、書面のみ場合があります）



「教育支援委員会」に参加し、面談を受けます。（保護者、児童生徒）
（「教育支援委員会」では、児童生徒の状況や希望等について、面談があります。）



「教育支援委員会」の結果が、保護者、学校へ通知されます。



保護者は、就学の準備をします。合わせて、学校は受け入れの準備をします。

「教育相談会」は、年に2回（6月、9月）に開催されます。早めに、どうするか決めておいた方が良いのですが、第1回を忘れていたり、迷っていたりして間に合わない場合もあるかもしれません。そんな時は、第2回（9月）があるので、園や学校、療育機関等と相談して、決めていけばよいと思います。特別支援教育は、支援を必要とする子どもたちが自立や社会参加をするために必要な力を培うために行われる教育です。

※芦北町、津奈木町の場合、準備する書類や期日が若干違うようです。くわしくは、それぞれの教育委員会におたずねください。

